

意見書案第4号

知的障害者・知的障害行政の国の対応拡充に関する意見書
について

知的障害者・知的障害行政の国の対応拡充に関する意見書を別紙のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び厚生労働大臣へ提出するものとする。

令和4年12月27日提出

尼崎市議会議員	藤	野	勝	利
同	辻		信	行
同	都	築	徳	昭
同	林		久	博
同	佐	野	剛	志
同	迫	田	敬	一

(別 紙)

知的障害者・知的障害行政の国の対応拡充に関する意見書

身体障害者は、身体障害者福祉法で定義され、精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されています。ところが、知的障害者に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害、あるいは知的障害者の定義は規定されていません。

また、身体障害者、精神障害者及び知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は、法律に基づき交付・運営されていますが、知的障害者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されています。

知的障害については、自治体により障害の程度区分に差があり、また、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じています。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっています。

実際に、精神障害者保健福祉手帳を交付するところ、療育手帳を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体があります。

よって、政府におかれては、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月 日

尼崎市議会議長

津 田 加寿男

衆議院議長 細田博之
参議院議長 尾辻秀久 様
内閣総理大臣 岸田文雄
厚生労働大臣 加藤勝信